

平成 2 9 年 1 2 月

射水市議会定例会議案

目 次

- 議案第 49 号 平成 29 年度射水市一般会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 50 号 平成 29 年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 2 号）
- 議案第 51 号 平成 29 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
（第 2 号）
- 議案第 52 号 平成 29 年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 53 号 平成 29 年度射水市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 54 号 平成 29 年度射水市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 55 号 平成 29 年度射水市病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 56 号 射水市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 議案第 57 号 射水市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及
び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定
める条例の一部改正について
- 議案第 58 号 射水市営住宅条例の一部改正について
- 議案第 59 号 射水市社会教育委員設置条例の一部改正について
- 議案第 60 号 射水市図書館条例の一部改正について
- 議案第 61 号 字の区域の変更及び廃止について
- 議案第 62 号 字の区域の変更について
- 議案第 63 号 字の区域の変更について
- 議案第 64 号 指定管理者の指定について
- 議案第 65 号 指定管理者の指定について
- 報告第 17 号 専決処分の報告について

議案第 56 号

射水市職員の給与に関する条例等の一部改正について

射水市職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正する。

平成 29 年 12 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(射水市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 射水市職員の給与に関する条例（平成 17 年射水市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「30 万 8, 000 円」を「30 万 8, 300 円」に改める。

第 28 条第 2 項第 1 号中「加算した額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「100 分の 105)」の次に「、12 月に支給する場合においては 100 分の 95（特定管理職員にあっては、100 分の 115）」を加え、同項第 2 号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「100 分の 50)」の次に「、12 月に支給する場合においては 100 分の 45（特定管理職員にあっては、100 分の 55）」を加える。

附則第 17 項中「勤勉手当減額対象額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「100 分の 0.525)」の次に「、12 月に支給する場

合においては100分の0.475（特定管理職員にあっては、100分の0.575）」を、「勤勉手当減額基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の105）」の次に「、12月に支給する場合においては100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）」を加える。

別表1から別表3までを次のように改める。

別表1 行政職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900
	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600
	31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400
	32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100
	33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800
	34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600
	35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300
	36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900
	37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400
	38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000

39	201, 100	250, 700	291, 900	336, 900	362, 400	390, 000	433, 500	465, 600
40	202, 400	252, 200	293, 700	338, 800	363, 800	391, 100	434, 300	466, 200
41	203, 700	253, 600	295, 300	340, 700	365, 100	392, 200	434, 900	466, 700
42	205, 000	255, 000	297, 000	342, 600	366, 000	393, 400	435, 600	467, 200
43	206, 300	256, 400	298, 500	344, 400	367, 100	394, 600	436, 300	467, 600
44	207, 600	257, 700	300, 100	346, 300	368, 200	395, 700	437, 000	467, 900
45	208, 800	258, 900	301, 700	347, 800	369, 000	396, 400	437, 800	468, 200
46	210, 100	260, 200	303, 400	349, 200	369, 900	397, 100	438, 600	
47	211, 400	261, 600	305, 000	350, 700	370, 800	397, 800	439, 000	
48	212, 700	262, 900	306, 700	352, 200	371, 700	398, 500	439, 700	
49	213, 800	264, 100	307, 700	353, 800	372, 600	399, 100	440, 200	
50	214, 900	265, 200	309, 200	354, 600	373, 400	399, 700	440, 600	
51	215, 900	266, 500	310, 700	355, 800	374, 200	400, 200	441, 000	
52	217, 000	267, 800	312, 300	356, 800	375, 000	400, 600	441, 400	
53	218, 100	268, 800	313, 900	357, 700	375, 700	401, 000	441, 800	
54	219, 100	269, 900	315, 500	358, 800	376, 400	401, 300	442, 200	
55	220, 000	271, 200	317, 100	359, 700	377, 100	401, 600	442, 600	
56	221, 000	272, 500	318, 600	360, 800	377, 800	401, 900	442, 900	
57	221, 500	273, 500	320, 100	361, 700	378, 300	402, 200	443, 200	
58	222, 400	274, 500	321, 300	362, 400	378, 900	402, 500	443, 600	
59	223, 200	275, 400	322, 500	363, 100	379, 500	402, 800	443, 900	
60	224, 100	276, 500	323, 700	363, 800	380, 200	403, 100	444, 200	
61	224, 800	277, 600	324, 400	364, 200	380, 600	403, 400	444, 500	
62	225, 800	278, 600	325, 300	364, 800	381, 300	403, 700		
63	226, 600	279, 500	326, 100	365, 500	381, 900	404, 000		
64	227, 500	280, 500	326, 900	366, 200	382, 500	404, 300		
65	228, 200	281, 100	327, 800	366, 500	382, 900	404, 600		
66	229, 000	282, 000	328, 200	367, 200	383, 500	404, 900		
67	229, 900	282, 700	328, 900	367, 900	384, 100	405, 200		
68	231, 000	283, 600	329, 700	368, 600	384, 700	405, 500		
69	231, 700	284, 600	330, 500	368, 900	385, 100	405, 700		
70	232, 400	285, 400	331, 200	369, 500	385, 600	406, 000		
71	233, 000	286, 200	331, 900	370, 200	386, 100	406, 300		
72	233, 800	287, 000	332, 600	370, 800	386, 700	406, 600		
73	234, 600	287, 800	333, 100	371, 100	387, 000	406, 800		
74	235, 300	288, 300	333, 700	371, 700	387, 400	407, 100		
75	236, 000	288, 700	334, 200	372, 400	387, 800	407, 400		
76	236, 600	289, 200	334, 800	373, 000	388, 200	407, 600		
77	237, 300	289, 300	335, 100	373, 400	388, 500	407, 800		
78	238, 100	289, 700	335, 600	373, 900	388, 800	408, 100		
79	238, 900	289, 900	336, 000	374, 500	389, 100	408, 400		
80	239, 600	290, 300	336, 500	375, 000	389, 400	408, 600		
81	240, 200	290, 500	336, 900	375, 500	389, 600	408, 800		
82	240, 900	290, 700	337, 400	376, 100	389, 900	409, 100		
83	241, 600	291, 100	337, 900	376, 600	390, 200	409, 400		
84	242, 300	291, 400	338, 400	376, 900	390, 400	409, 600		

	85	242, 900	291, 700	338, 700	377, 300	390, 600	409, 800		
	86	243, 600	292, 000	339, 100	377, 800	390, 900			
	87	244, 300	292, 300	339, 600	378, 200	391, 200			
	88	245, 000	292, 700	340, 000	378, 600	391, 400			
	89	245, 600	293, 000	340, 300	379, 000	391, 600			
	90	246, 100	293, 400	340, 700	379, 500	391, 900			
	91	246, 400	293, 700	341, 200	379, 900	392, 200			
	92	246, 800	294, 100	341, 600	380, 300	392, 400			
	93	247, 100	294, 200	341, 800	380, 600	392, 600			
	94		294, 400	342, 200					
	95		294, 800	342, 700					
	96		295, 200	343, 100					
	97		295, 400	343, 200					
	98		295, 700	343, 700					
	99		296, 100	344, 100					
	100		296, 500	344, 400					
	101		296, 700	344, 700					
	102		297, 000	345, 100					
	103		297, 400	345, 500					
	104		297, 700	345, 900					
	105		297, 900	346, 400					
	106		298, 200	346, 800					
	107		298, 600	347, 200					
	108		298, 900	347, 600					
	109		299, 100	348, 100					
	110		299, 500	348, 500					
	111		299, 900	348, 800					
	112		300, 200	349, 100					
	113		300, 300	349, 600					
	114		300, 600						
	115		300, 900						
	116		301, 300						
	117		301, 500						
	118		301, 700						
	119		302, 000						
	120		302, 300						
	121		302, 700						
	122		302, 900						
	123		303, 200						
	124		303, 500						
	125		303, 800						
再任用職員		187, 300	214, 800	254, 800	274, 200	289, 300	314, 700	356, 400	389, 500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第30条に規定する職員を除く。

別表2 公安職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	166,000	181,700	208,200	248,300	291,800	318,300	346,800	381,300
	2	167,700	183,500	210,200	250,100	293,800	320,500	349,000	383,500
	3	169,500	185,300	212,200	251,900	295,900	322,800	351,300	385,500
	4	171,200	187,100	214,200	253,700	298,200	324,900	353,500	387,600
	5	172,700	189,000	216,200	255,400	300,000	327,200	355,500	389,300
	6	174,600	191,300	218,200	257,200	302,200	329,400	357,600	391,300
	7	176,400	193,600	220,200	258,800	304,300	331,700	359,800	393,100
	8	178,300	195,900	222,100	260,500	306,500	333,900	362,000	394,900
	9	180,000	198,100	224,200	261,800	308,500	335,700	363,800	396,700
	10	181,700	200,700	226,000	263,400	310,700	338,000	366,000	398,700
	11	183,400	203,200	227,800	264,700	313,000	340,200	368,000	400,700
	12	185,100	205,700	229,600	266,000	315,100	342,500	370,200	402,800
	13	187,000	208,000	231,500	267,600	317,200	344,500	372,100	404,500
	14	189,100	209,800	233,400	269,000	319,500	346,600	374,200	406,600
	15	191,200	211,600	235,300	270,100	321,700	348,800	376,300	408,600
	16	193,300	213,400	237,200	271,400	323,900	350,900	378,400	410,700
	17	195,500	215,300	238,800	272,300	325,700	353,000	380,000	412,400
	18	197,900	217,200	240,600	273,700	328,000	355,000	382,000	414,100
	19	200,300	219,100	242,400	275,100	330,100	357,000	383,900	415,800
	20	202,700	220,900	244,200	276,500	332,400	359,100	385,900	417,400
	21	205,200	222,600	245,800	277,800	334,400	360,900	387,700	419,100
	22	207,000	224,400	247,200	279,200	336,400	362,900	389,800	420,700
	23	208,800	226,200	248,400	280,500	338,500	364,800	391,900	422,100
	24	210,600	228,000	249,700	282,000	340,500	366,900	393,900	423,600
	25	212,500	229,700	251,000	283,200	342,400	368,600	395,600	424,900
	26	214,300	231,400	252,300	285,100	344,500	370,600	397,600	426,300
	27	216,100	233,100	253,600	287,100	346,400	372,600	399,700	427,800
	28	217,800	234,800	254,800	289,100	348,400	374,600	401,800	429,400
	29	219,700	236,200	256,000	291,000	350,300	376,500	403,300	430,700
	30	221,500	238,000	257,100	293,000	352,400	378,600	405,100	432,400
	31	223,300	239,800	258,400	294,800	354,300	380,700	406,800	434,100
	32	225,100	241,600	259,500	296,700	356,400	382,700	408,500	435,700
	33	226,800	243,000	260,100	298,500	357,900	384,600	410,200	437,100
	34	228,500	244,500	261,300	300,300	359,900	386,700	411,700	438,800
	35	230,200	245,800	262,400	302,200	361,800	388,800	413,300	440,500
	36	231,900	247,200	263,600	304,000	363,900	390,700	414,800	442,100
	37	233,300	248,500	264,500	305,800	365,800	392,400	416,100	443,500
	38	235,100	249,800	265,700	307,700	367,900	393,900	417,600	444,200
	39	236,900	251,000	266,700	309,600	369,900	395,200	419,100	444,900

40	238,700	252,200	267,700	311,300	371,900	396,600	420,600	445,600
41	240,100	253,400	268,900	313,100	373,900	397,800	422,100	446,000
42	241,500	254,600	270,300	314,900	376,000	398,900	423,400	446,600
43	242,800	255,700	271,600	316,800	378,100	399,900	424,700	447,300
44	244,000	256,800	272,800	318,700	380,100	400,900	425,900	447,900
45	245,300	257,600	273,900	320,400	381,800	402,100	426,900	448,700
46	246,400	258,700	275,400	322,300	383,500	403,300	427,600	449,400
47	247,400	259,800	276,900	324,200	385,100	404,400	428,400	449,900
48	248,300	261,000	278,500	326,000	386,800	405,600	429,200	450,400
49	249,200	261,900	280,300	327,500	388,200	406,900	429,700	450,900
50	250,300	263,100	282,000	329,100	389,200	407,700	430,100	451,200
51	251,500	264,100	283,700	330,500	390,200	408,500	430,500	451,500
52	252,600	265,200	285,200	332,200	391,200	409,200	430,800	451,900
53	253,300	266,400	286,700	333,700	392,500	409,700	431,100	452,300
54	254,500	267,400	288,500	335,400	393,600	410,400	431,500	452,500
55	255,400	268,800	290,200	337,100	394,700	411,100	431,800	452,800
56	256,600	270,000	291,900	338,900	395,900	411,700	432,100	453,000
57	257,600	271,000	293,400	339,900	397,200	412,400	432,400	453,400
58	258,600	272,600	295,100	341,600	398,000	412,800	432,700	453,600
59	259,400	274,000	296,900	343,200	398,800	413,400	433,000	453,800
60	260,400	275,600	298,700	344,800	399,500	414,000	433,300	454,000
61	261,500	277,200	300,100	346,400	400,000	414,400	433,600	454,400
62	262,500	278,800	301,900	348,100	400,700	415,000	433,900	
63	263,600	280,400	303,700	349,800	401,400	415,500	434,200	
64	264,500	281,900	305,400	351,500	402,100	416,000	434,500	
65	265,600	283,300	306,800	353,100	402,400	416,500	434,800	
66	266,800	284,700	308,500	354,700	403,100	417,100	435,100	
67	268,000	286,200	309,900	356,300	403,800	417,500	435,400	
68	269,300	287,600	311,600	357,900	404,400	418,000	435,700	
69	270,500	289,200	313,000	359,100	404,800	418,400	435,900	
70	271,900	290,700	314,400	360,500	405,300	418,700	436,200	
71	273,300	292,300	315,800	361,800	405,900	419,000	436,500	
72	274,600	293,900	317,300	363,200	406,400	419,300	436,800	
73	275,800	295,100	318,100	364,400	406,900	419,600	437,000	
74	277,200	296,500	319,700	365,600	407,300	419,900	437,300	
75	278,600	298,000	321,200	366,900	407,800	420,200	437,600	
76	279,800	299,500	322,900	368,200	408,300	420,500	437,900	
77	281,000	300,500	324,700	369,500	408,800	420,700	438,100	
78	282,200	302,000	326,400	370,700	409,300	421,000	438,400	
79	283,400	303,200	328,000	371,900	409,900	421,300	438,700	
80	284,400	304,700	329,600	373,100	410,400	421,600	439,000	
81	285,500	306,000	331,300	374,300	410,800	421,800	439,200	
82	286,700	307,400	333,000	375,500	411,400	422,100	439,500	
83	288,000	308,600	334,600	376,600	411,900	422,400	439,800	
84	289,300	310,000	336,300	377,800	412,100	422,600	440,100	
85	290,500	311,000	337,700	378,900	412,400	422,800	440,300	

86	291, 700	312, 500	339, 200	379, 500	412, 900	423, 100		
87	292, 600	313, 800	340, 700	380, 000	413, 200	423, 400		
88	293, 800	315, 300	342, 200	380, 600	413, 500	423, 600		
89	294, 800	316, 800	343, 500	381, 200	413, 800	423, 800		
90	296, 000	318, 300	344, 700	381, 800	414, 200	424, 100		
91	297, 100	319, 700	346, 000	382, 400	414, 600	424, 400		
92	298, 300	321, 200	347, 300	383, 000	415, 000	424, 600		
93	298, 900	322, 500	348, 700	383, 300	415, 300	424, 800		
94	300, 200	323, 800	350, 200	383, 800				
95	301, 300	325, 200	351, 700	384, 400				
96	302, 600	326, 500	353, 200	384, 900				
97	303, 700	327, 700	354, 500	385, 300				
98	304, 900	329, 000	355, 700	385, 700				
99	306, 100	330, 300	356, 800	386, 300				
100	307, 300	331, 600	358, 000	386, 800				
101	308, 500	333, 000	359, 100	387, 200				
102	309, 500	333, 900	360, 200	387, 700				
103	310, 600	335, 000	361, 300	388, 300				
104	311, 600	336, 200	362, 500	388, 800				
105	312, 400	337, 300	363, 700	389, 100				
106	313, 000	338, 400	364, 200	389, 500				
107	313, 600	339, 400	364, 800	390, 000				
108	314, 300	340, 500	365, 400	390, 300				
109	314, 800	341, 700	366, 000	390, 600				
110	315, 300	342, 700	366, 500	391, 100				
111	315, 800	343, 700	367, 000	391, 600				
112	316, 400	344, 600	367, 500	392, 100				
113	317, 200	345, 500	367, 900	392, 400				
114	317, 900	346, 400	368, 300	392, 900				
115	318, 600	347, 400	368, 900	393, 400				
116	319, 300	348, 400	369, 400	393, 900				
117	319, 900	349, 400	369, 800	394, 200				
118	320, 700	349, 900	370, 300	394, 700				
119	321, 400	350, 500	370, 900	395, 200				
120	322, 200	351, 100	371, 400	395, 700				
121	322, 800	351, 400	371, 500	396, 100				
122	323, 100	351, 800	372, 100	396, 600				
123	323, 600	352, 300	372, 600	397, 000				
124	324, 100	352, 700	373, 000	397, 500				
125	324, 400	353, 100	373, 500	397, 900				
126		353, 500	374, 000					
127		354, 000	374, 500					
128		354, 400	375, 000					
129		354, 800	375, 300					
130		355, 200	375, 800					
131		355, 600	376, 300					

	132		356,000	376,800					
	133		356,200	377,100					
	134		356,700	377,600					
	135		357,100	378,000					
	136		357,400	378,400					
	137		357,700	378,700					
	138		358,100	379,200					
	139		358,600	379,700					
	140		359,100	380,200					
	141		359,400	380,500					
	142		359,900						
	143		360,400						
	144		360,900						
	145		361,200						
再任用職員		241,100	252,800	256,900	288,200	304,700	318,800	342,400	377,500

備考 この表は、消防業務に従事する職員に適用する。

別表3 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	246,400	331,800	396,700	471,100	566,100
	2	248,900	334,800	399,600	473,400	569,200
	3	251,400	337,700	402,500	475,600	572,300
	4	253,900	340,700	405,300	477,900	575,400
	5	256,200	343,400	408,000	480,200	578,300
	6	260,000	346,700	410,700	482,400	580,700
	7	263,800	349,800	413,500	484,600	583,100
	8	267,600	352,900	416,200	486,800	585,500
	9	271,200	355,700	418,600	488,800	587,700
	10	275,200	358,600	421,300	490,900	589,200
	11	279,200	361,700	423,900	493,000	590,700
	12	283,200	364,900	426,600	495,100	592,200
	13	287,000	367,900	429,000	497,200	593,700
	14	291,000	371,500	431,500	499,300	594,800
	15	294,900	374,700	433,900	501,400	595,900
	16	298,800	378,400	436,400	503,500	596,800
	17	302,600	382,000	438,500	505,600	598,000
	18	306,200	384,700	440,900	507,600	599,000
	19	309,700	387,500	443,200	509,600	600,000
	20	313,300	390,200	445,600	511,600	601,000
	21	316,900	393,100	447,200	513,400	602,000
	22	320,600	395,700	449,600	515,200	
	23	324,100	398,300	452,000	517,100	
	24	327,600	400,700	454,300	519,000	
	25	331,100	402,900	456,300	520,700	
	26	333,900	405,200	458,600	522,500	
	27	336,500	407,400	460,800	524,300	
	28	339,100	409,700	463,100	526,100	
	29	341,900	412,000	465,300	527,800	
	30	344,000	414,100	467,600	529,600	
	31	346,200	416,100	469,900	531,400	
	32	348,600	418,200	472,100	533,200	
	33	350,900	420,200	474,100	534,800	
	34	353,300	422,100	476,200	536,600	
	35	355,500	423,900	478,300	538,300	
	36	358,000	425,900	480,400	540,100	
	37	360,400	427,800	482,500	541,700	
	38	362,800	429,800	484,300	543,300	
	39	365,200	431,800	486,100	544,700	

40	367, 400	433, 800	487, 900	546, 300	
41	369, 700	435, 600	489, 600	547, 800	
42	371, 100	437, 400	491, 400	549, 200	
43	372, 600	439, 100	493, 200	550, 600	
44	374, 000	440, 900	495, 000	551, 900	
45	375, 300	442, 800	496, 600	553, 100	
46	376, 700	444, 600	498, 300	554, 100	
47	378, 200	446, 400	500, 100	555, 100	
48	379, 700	448, 100	501, 900	556, 100	
49	380, 900	449, 900	503, 500	557, 100	
50	381, 900	451, 600	504, 800	558, 000	
51	382, 900	453, 400	506, 100	558, 900	
52	383, 800	455, 200	507, 400	559, 800	
53	384, 700	457, 100	508, 500	560, 600	
54	385, 600	458, 300	509, 800	561, 500	
55	386, 300	459, 500	511, 100	562, 400	
56	387, 200	460, 700	512, 400	563, 300	
57	388, 000	461, 900	513, 400	564, 200	
58	388, 900	462, 900	514, 200	565, 100	
59	389, 700	463, 900	515, 000	566, 000	
60	390, 500	464, 900	515, 800	566, 700	
61	391, 100	465, 700	516, 700	567, 600	
62	391, 600	466, 400	517, 500	568, 500	
63	392, 000	467, 100	518, 400	569, 400	
64	392, 500	467, 800	519, 200	570, 300	
65	392, 800	468, 500	520, 100	571, 200	
66		469, 200	521, 000		
67		469, 900	521, 700		
68		470, 600	522, 600		
69		470, 900	523, 500		
70		471, 600	524, 300		
71		472, 300	525, 200		
72		473, 000	526, 100		
73		473, 400	526, 900		
74		474, 000	527, 800		
75		474, 700	528, 700		
76		475, 400	529, 400		
77		475, 800	530, 200		
78		476, 400	531, 100		
79		477, 000	532, 000		
80		477, 500	532, 900		
81		478, 100	533, 700		
82		478, 600	534, 600		
83		479, 100	535, 500		
84		479, 600	536, 400		
85		480, 000	537, 200		

	86		480,600	538,100		
	87		481,000	539,000		
	88		481,500	539,900		
	89		482,000	540,700		
	90		482,600			
	91		483,200			
	92		483,600			
	93		484,100			
	94		484,700			
	95		485,300			
	96		485,900			
	97		486,400			
再任用職員		295,800	338,200	392,600	465,600	565,500

備考 この表は、病院に勤務する医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	147,500	185,400	220,900	247,000	279,000	326,300	370,700
	2	148,900	187,000	222,500	248,300	281,000	328,300	373,400
	3	150,300	188,600	224,100	249,500	283,200	330,500	376,000
	4	151,700	190,200	225,700	250,900	285,300	332,700	378,700
	5	152,900	191,700	227,100	252,100	287,500	334,600	381,100
	6	154,700	193,300	228,700	253,300	289,600	336,800	383,800
	7	156,400	194,900	230,200	254,500	291,700	338,800	386,400
	8	158,100	196,400	231,800	255,600	293,800	341,000	389,100
	9	159,800	198,000	233,000	256,900	295,800	342,800	391,200
	10	161,500	199,700	234,500	257,900	298,000	344,900	393,500
	11	163,200	201,300	235,900	258,900	300,100	347,100	395,700
	12	165,000	203,000	237,100	259,900	302,300	349,200	397,900
	13	166,500	204,600	238,800	261,200	304,400	350,700	400,000
	14	168,400	206,200	240,200	262,700	306,300	352,700	402,000
	15	170,400	207,800	241,400	264,300	308,400	354,600	404,000
	16	172,300	209,400	242,800	265,700	310,400	356,600	406,100
	17	174,200	210,900	243,800	267,200	312,500	358,500	407,900
	18	176,100	212,500	245,000	269,000	314,500	360,500	409,900
	19	177,900	214,200	246,200	270,800	316,600	362,500	411,800
	20	179,800	215,900	247,400	272,600	318,700	364,500	413,900
	21	181,700	217,200	248,800	274,400	320,500	366,300	415,700
	22	183,200	218,700	249,800	276,200	322,500	368,300	417,300
	23	184,700	220,100	250,800	278,000	324,300	370,400	418,900
	24	186,200	221,600	251,900	279,700	326,300	372,500	420,400
	25	187,800	223,000	253,100	281,500	328,100	373,900	421,900
	26	189,300	224,400	254,500	283,400	330,000	375,700	423,200
	27	190,800	225,700	255,900	285,300	332,000	377,500	424,500
	28	192,200	227,000	257,400	287,100	334,000	379,200	425,800
	29	193,700	228,400	258,800	289,000	335,400	381,000	427,100
	30	195,000	229,800	260,500	290,800	337,200	382,500	428,300
	31	196,300	231,300	262,200	292,600	338,900	384,100	429,500
	32	197,600	232,700	263,800	294,500	340,700	385,800	430,600
	33	199,000	233,900	265,300	296,200	342,400	387,100	431,800
	34	200,400	235,200	267,100	297,900	344,200	388,400	433,000
	35	201,800	236,200	268,800	299,700	346,100	389,700	434,200
	36	203,200	237,500	270,500	301,500	347,900	390,900	435,400
	37	204,300	238,900	272,000	302,900	349,700	392,000	436,700
	38	205,600	240,200	273,700	304,600	351,400	393,200	437,500
	39	206,900	241,300	275,400	306,100	353,000	394,300	437,900
	40	208,200	242,600	277,000	307,700	354,700	395,400	438,600

41	209,400	243,900	278,600	309,400	355,900	396,200	439,100
42	210,600	245,100	280,200	311,100	357,000	397,000	439,500
43	211,800	246,300	281,900	312,700	358,200	397,800	439,900
44	213,000	247,400	283,600	314,400	359,400	398,600	440,300
45	214,200	248,500	285,100	315,400	360,600	399,000	440,700
46	215,300	249,900	286,800	316,800	361,400	399,600	441,100
47	216,300	251,400	288,500	318,300	362,600	400,100	441,500
48	217,400	252,800	290,100	319,900	363,700	400,500	441,800
49	218,400	254,400	291,400	321,300	364,700	400,900	442,100
50	219,400	255,800	293,000	322,600	365,700	401,200	442,500
51	220,300	257,200	294,300	323,800	366,700	401,500	442,800
52	221,300	258,500	295,900	325,100	367,700	401,800	443,100
53	221,800	259,600	297,200	326,200	368,500	402,100	443,400
54	222,700	261,000	298,700	327,200	369,300	402,400	
55	223,400	262,400	300,100	328,300	370,200	402,700	
56	224,400	263,700	301,600	329,300	371,100	403,000	
57	225,100	264,600	302,700	329,800	371,600	403,300	
58	226,000	265,900	303,900	330,700	372,400	403,600	
59	226,700	267,200	305,100	331,500	373,200	403,900	
60	227,500	268,500	306,500	332,400	374,000	404,300	
61	228,400	269,400	307,800	333,200	374,400	404,500	
62	229,200	270,600	309,000	333,500	375,100	404,800	
63	230,100	271,900	310,300	334,100	375,800	405,100	
64	231,200	273,200	311,500	334,800	376,500	405,400	
65	231,800	274,100	312,900	335,400	376,900	405,600	
66	232,600	275,200	313,700	336,100	377,500		
67	233,400	276,100	314,500	336,800	378,200		
68	234,200	277,200	315,300	337,500	378,800		
69	234,900	278,200	315,900	338,200	379,200		
70	235,600	279,200	316,600	338,700	379,700		
71	236,300	280,300	317,300	339,300	380,200		
72	236,900	281,400	317,900	339,900	380,700		
73	237,600	282,100	318,600	340,200	381,300		
74	238,400	282,800	318,800	340,800	381,800		
75	239,200	283,300	319,400	341,300	382,400		
76	239,900	284,100	320,000	341,900	383,000		
77	240,400	284,900	320,600	342,400	383,500		
78	241,000	285,500	321,100	342,900	384,000		
79	241,600	286,100	321,600	343,400	384,500		
80	242,200	286,700	322,100	343,800	385,000		
81	242,500	287,400	322,700	344,100	385,300		
82	242,900	287,900	323,200	344,400	385,800		
83	243,300	288,300	323,600	344,800	386,200		
84	243,700	288,700	324,100	345,100	386,600		
85	244,000	288,900	324,600	345,600	387,000		
86		289,100	325,000	345,900			

	87		289, 300	325, 200	346, 200			
	88		289, 500	325, 600	346, 500			
	89		289, 900	326, 000	346, 900			
	90		290, 100	326, 400	347, 200			
	91		290, 300	326, 800	347, 600			
	92		290, 500	327, 200	347, 900			
	93		290, 900	327, 500	348, 300			
	94		291, 100	327, 700	348, 600			
	95		291, 300	328, 100	348, 900			
	96		291, 600	328, 400	349, 200			
	97		292, 000	328, 600	349, 500			
	98		292, 300	328, 900	349, 900			
	99		292, 500	329, 200	350, 300			
	100		292, 800	329, 500	350, 700			
	101		293, 100	329, 700	351, 200			
	102		293, 300	330, 000	351, 600			
	103		293, 500	330, 400	352, 000			
	104		293, 800	330, 600	352, 400			
	105		294, 100	330, 700	352, 900			
	106			331, 000				
107			331, 400					
108			331, 600					
109			331, 800					
110			332, 200					
111			332, 600					
112			333, 000					
113			333, 200					
再任用職員		188, 300	214, 900	243, 100	256, 500	281, 700	322, 400	364, 600

備考 この表は、病院に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び歯科衛生士に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
	1	161,300	188,800	237,200	260,000	285,000
	2	162,700	190,900	239,000	261,000	286,800
	3	164,200	193,000	240,800	261,900	288,600
	4	165,600	195,000	242,600	263,000	290,500
	5	167,100	197,100	244,000	263,700	292,300
	6	168,600	199,400	245,300	264,700	294,100
	7	170,100	201,700	246,500	265,500	296,000
	8	171,600	204,000	247,800	266,500	297,800
	9	172,900	206,400	248,800	267,600	299,700
	10	174,600	207,800	249,900	268,400	301,600
	11	176,200	209,200	250,800	269,500	303,400
	12	177,700	210,500	251,700	270,700	305,300
	13	179,200	211,900	253,000	272,000	306,900
	14	181,200	213,400	254,100	273,300	308,500
	15	183,200	214,900	254,900	274,500	310,300
	16	185,200	216,100	255,900	275,900	312,100
	17	187,400	217,500	256,600	277,200	313,900
	18	189,500	219,000	257,500	278,600	315,500
	19	191,600	220,500	258,500	279,800	317,200
	20	193,700	222,000	259,400	281,200	318,900
	21	195,800	223,400	260,300	282,800	320,300
	22	198,000	225,100	261,300	284,400	321,800
	23	200,200	226,800	262,200	285,900	323,300
	24	202,400	228,500	263,200	287,300	324,800
	25	204,400	229,900	264,400	288,600	326,300
	26	205,700	231,600	265,700	290,400	327,700
	27	207,000	233,300	266,900	292,200	329,200
	28	208,300	235,000	268,100	293,900	330,800
	29	209,500	236,600	269,300	295,400	332,000
	30	210,700	238,000	270,800	297,000	333,500
	31	212,000	239,300	272,400	298,600	334,900
	32	213,200	240,400	273,800	300,300	336,400
	33	214,500	241,600	275,400	301,700	338,000
	34	215,800	242,700	276,900	303,200	339,500
	35	217,100	243,600	278,200	304,800	341,100
	36	218,400	244,700	279,500	306,400	342,600
	37	219,800	245,800	281,100	307,800	344,300
	38	221,200	246,900	282,500	309,200	345,900
	39	222,500	247,800	284,000	310,600	347,400
	40	223,900	248,900	285,400	312,200	349,000

41	224, 900	249, 500	286, 900	313, 700	350, 200
42	226, 300	250, 400	288, 400	315, 100	351, 700
43	227, 700	251, 300	289, 900	316, 500	353, 200
44	229, 100	252, 200	291, 500	318, 000	354, 600
45	230, 300	253, 000	292, 800	318, 900	356, 200
46	231, 700	254, 000	294, 200	320, 300	357, 200
47	233, 000	254, 900	295, 700	321, 700	358, 700
48	234, 300	255, 900	297, 200	323, 200	360, 000
49	235, 300	256, 900	298, 400	324, 300	361, 400
50	236, 400	258, 100	299, 700	325, 700	362, 800
51	237, 400	259, 300	300, 900	327, 000	364, 100
52	238, 500	260, 500	302, 300	328, 300	365, 500
53	239, 600	261, 600	303, 700	329, 700	367, 000
54	240, 700	263, 100	305, 000	331, 100	368, 200
55	241, 700	264, 500	306, 400	332, 500	369, 300
56	242, 700	265, 900	307, 800	333, 800	370, 500
57	243, 500	267, 500	308, 700	334, 700	371, 600
58	244, 500	269, 100	309, 900	336, 000	372, 500
59	245, 200	270, 600	311, 100	337, 200	373, 500
60	246, 200	272, 100	312, 500	338, 500	374, 500
61	247, 100	273, 500	313, 600	339, 600	375, 100
62	248, 100	275, 000	314, 900	340, 500	375, 900
63	248, 900	276, 500	316, 200	341, 700	376, 700
64	249, 900	277, 800	317, 400	343, 000	377, 500
65	250, 800	279, 300	318, 700	344, 100	378, 200
66	251, 800	280, 800	320, 000	345, 300	378, 900
67	252, 900	282, 300	321, 300	346, 500	379, 700
68	253, 800	283, 800	322, 600	347, 600	380, 400
69	254, 600	284, 900	323, 300	348, 600	381, 000
70	255, 700	286, 400	324, 400	349, 600	381, 600
71	256, 800	287, 900	325, 500	350, 700	382, 300
72	258, 000	289, 300	326, 400	351, 800	382, 900
73	259, 400	290, 400	327, 700	352, 600	383, 600
74	260, 700	291, 800	328, 400	353, 700	384, 100
75	262, 000	293, 000	329, 500	354, 800	384, 700
76	263, 200	294, 300	330, 700	355, 900	385, 200
77	264, 200	295, 700	331, 800	356, 600	385, 600
78	265, 300	297, 000	333, 000	357, 400	386, 200
79	266, 600	298, 200	334, 100	358, 200	386, 700
80	267, 800	299, 500	335, 300	358, 900	387, 000
81	268, 800	300, 100	336, 400	359, 500	387, 300
82	269, 800	301, 300	337, 500	360, 000	387, 800
83	270, 900	302, 400	338, 500	360, 600	388, 200
84	272, 000	303, 600	339, 600	361, 100	388, 500
85	272, 800	304, 700	340, 500	361, 700	388, 800
86	273, 700	305, 900	341, 500	362, 200	389, 300

87	274,800	307,100	342,400	362,800	389,800
88	275,900	308,200	343,400	363,300	390,200
89	276,800	309,500	344,400	363,700	390,500
90	277,700	310,700	345,200	364,100	390,900
91	278,500	311,900	346,000	364,700	391,400
92	279,500	313,100	346,800	365,200	391,800
93	280,400	313,900	347,400	365,500	392,200
94	281,400	314,600	348,000	366,000	
95	282,300	315,300	348,700	366,400	
96	283,300	315,900	349,300	366,700	
97	284,000	316,600	349,700	367,300	
98	284,800	316,900	350,100	367,800	
99	285,400	317,500	350,600	368,300	
100	286,300	318,200	351,000	368,800	
101	287,100	318,600	351,500	369,400	
102	287,900	319,200	351,900	369,900	
103	288,700	319,800	352,400	370,400	
104	289,500	320,400	352,800	370,800	
105	290,200	320,800	353,100	371,400	
106	290,700	321,300	353,600	371,900	
107	291,200	321,800	354,000	372,400	
108	291,700	322,300	354,300	372,900	
109	291,900	322,700	354,800	373,500	
110	292,200	323,100	355,300	373,900	
111	292,400	323,400	355,800	374,400	
112	292,800	323,700	356,300	374,900	
113	293,100	324,100	356,800	375,500	
114	293,300	324,500	357,300		
115	293,700	324,900	357,800		
116	294,000	325,200	358,200		
117	294,300	325,400	358,600		
118	294,600	325,700	359,000		
119	294,900	326,100	359,500		
120	295,300	326,300	360,000		
121	295,600	326,500	360,400		
122	296,000	326,800	360,900		
123	296,300	327,100	361,400		
124	296,700	327,400	361,900		
125	296,900	327,600	362,200		
126	297,100	327,900			
127	297,400	328,300			
128	297,800	328,500			
129	298,000	328,600			
130	298,300	328,900			
131	298,700	329,300			
132	299,100	329,500			

133	299,300	329,800			
134	299,600	330,200			
135	300,000	330,600			
136	300,300	331,000			
137	300,500	331,300			
138	300,800	331,700			
139	301,200	332,100			
140	301,500	332,500			
141	301,700	332,800			
142	302,100	333,200			
143	302,500	333,500			
144	302,800	333,900			
145	302,900	334,200			
146	303,200	334,600			
147	303,500	335,000			
148	303,900	335,400			
149	304,100	335,700			
150	304,300	336,100			
151	304,600	336,500			
152	304,900	336,900			
153	305,300	337,200			
154	305,500				
155	305,700				
156	306,000				
157	306,300				
158	306,600				
159	306,900				
160	307,200				
161	307,600				
162	307,900				
163	308,200				
164	308,500				
165	308,900				
166	309,200				
167	309,500				
168	309,800				
169	310,200				
再任用職員	234,700	255,000	262,200	272,400	288,700

備考 この表は、病院に勤務する看護師に適用する。

第2条 射水市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの（以下「医(1)4級以上職員」という。）に対しては、支給しない。

第10条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」を「扶養親族たる配偶者、父母等」に改め、「及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員」を削り、「行8級職員等」を「行8級職員」に、「同項」を「前項」に改める。

第11条第1項中「がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」を「(医(1)4級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、医(1)4級以上職員から医(1)4級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、同項第1号中「場合」の次に「(医(1)4級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」を加え、同項第2号中「至った場合」の次に「及び医(1)4級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」を加え、同条第2項中「に扶養親族」の次に「(医(1)4級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」を、「職員となった日」の次に「、医(1)4級以上職員から医(1)4級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場

合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医(1)4級以上職員以外の職員となった日」を、「死亡した日」の次に「、医(1)4級以上職員以外の職員から医(1)4級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医(1)4級以上職員となった日」を、「の扶養親族」の次に「(医(1)4級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」を加え、同条第3項中「第1号」の次に「又は第3号」を加え、同項第2号中「の扶養親族」の次に「(医(1)4級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)」を加え、同項第5号を同項第7号とし、同項第4号中「行8級職員等」を「行8級職員」に改め、同号を同項第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で医(1)4級以上職員以外のものが医(1)4級以上職員となった場合

第11条第3項第3号中「行8級職員等」を「行8級職員」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある医(1)4級以上職員が医(1)4級以上職員以外の職員となった場合

第28条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の85」を「100分の90」に、「100分の105)、12月に支給する場合

においては１００分の９５（特定管理職員にあっては、１００分の１１５）を「１００分の１１０」に改め、同項第２号中「、６月に支給する場合においては１００分の４０」を「１００分の４２．５」に、「１００分の５０）、１２月に支給する場合においては１００分の４５（特定管理職員にあっては、１００分の５５）」を「１００分の５２．５」に改める。

（射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

第３条 射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成１７年射水市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項ただし書中「１００分の１７０」を「１００分の１７５」に改める。

第４条 射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第４条第２項ただし書中「１００分の１５５」を「１００分の１５７．５」に、「１００分の１７５」を「１００分の１７２．５」に改める。

（射水市長、副市長及び教育委員会教育長の給与に関する条例の一部改正）

第５条 射水市長、副市長及び教育委員会教育長の給与に関する条例（平成１７年射水市条例第４０号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項ただし書中「１００分の１７０」を「１００分の１７５」に改める。

第６条 射水市長、副市長及び教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「100分の155」を「100分の157.5」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第7条 射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成26年射水市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額(円)
1	373,000
2	421,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000

第9条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」を「100分の122.5」に改め、「100分の162.5」と」の次に「、100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」と」を加える。

第8条 射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「第25条第2項中「」の次に「、6月に支給する場合においては」を加え、「」とあるのは「100分の162.5」と、「」を「、

12月に支給する場合においては」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(射水市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 射水市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年射水市条例第52号)の一部を次のように改正する。

附則第3条の見出し中「平成32年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同条第2項を削る。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第9条並びに附則第3条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(射水市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第9条第1項及び別表1から別表3までの改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定及び第7条の規定(射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第7条第1項の表の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。

3 第1条の規定(給与条例第28条第2項第1号及び第2号並びに附則第17項の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定、第3条の規定による改正後の射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定、第5条の規定による改正後の射水市長、副市長及び教育委員会教

育長の給与に関する条例の規定及び第7条の規定（任期付職員条例第9条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 この条例（第1条、第3条、第5条及び第7条の規定に限る。以下この条において同じ。）による改正後の給与条例、射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、射水市長、副市長及び教育委員会教育長の給与に関する条例又は任期付職員条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前のこれらの条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれこの条例による改正後のこれらの条例の規定による給与の内払とみなす。

（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

第3条 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例（以下この条において「第2条改正後給与条例」という。）第10条第1項ただし書及び第11条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第2条改正後給与条例第10条第3項及び第11条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「行8級職員」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（医(1)4級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、医(1)4級以上職員から医

(1) 4 級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第 1 号中「場合（医(1) 4 級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第 2 号中「場合及び医(1) 4 級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第 2 項中「扶養親族（医(1) 4 級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、医(1) 4 級以上職員から医(1) 4 級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医(1) 4 級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「死亡した日、医(1) 4 級以上職員以外の職員から医(1) 4 級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医(1) 4 級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（医(1) 4 級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

2 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は、第 2 条改正後給与条例第 10 条第 1 項ただし書並びに第 11 条第 3 項第 3 号及び第 5 号の規定は適用せず、第 2 条改正後給与条例第 10 条第 3 項及び第 11 条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前

項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等という。」）と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（医(1)4級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、医(1)4級以上職員から医(1)4級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（医(1)4級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び医(1)4級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（医(1)4級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、医(1)4級以上職員から医(1)4級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医(1)4級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「死亡した日、医(1)4級以上職員以外の職員から医(1)4級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医(1)4級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（医(1)4級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

(規則への委任)

第4条 前3条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 57 号

射水市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び
活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める
条例の一部改正について

射水市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に
関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を次のよ
うに改正する。

平成 29 年 12 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び
活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める
条例の一部を改正する条例

射水市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に
関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例（平成 19 年射水
市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強
化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例

第 1 条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化
に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）第 10 条第 1 項」を「地域経済牽引

事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第9条第1項」に改める。

第3条の表乙種区域の項中「、黒河・池多地区」を削り、「小杉インターパーク」の次に「、小杉流通業務団地」を加え、同表備考中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第7条第1項」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第6条第1項」に改める。

第3条の次に次の1条を加える。

（既存工場等に係る面積の算定）

第4条 次項に定める場合を除き、昭和49年6月28日に設置されている又は設置のための工事が行われている工場立地法第6条第1項に規定する製造業等に係る工場又は事業場（以下「既存工場等」という。）が第3条の表における甲種区域の区域の範囲内に存する場合であって、当該既存工場等において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、同条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、それぞれ次の各号に掲げる式によって行うものとする。

(1) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \frac{P}{r} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{r} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.15S - G_1 > 0$ のときは、 $G \geq 0.15S - G_1$ とし、

$0.15S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

これらの式において、G、P、 γ 、G0、S及びG1は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P 当該変更に係る生産施設的面積

γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

G0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

(2) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.2S - E_1 > 0$ のときは、 $E \geq 0.2S - E_1$ とし、

$0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

これらの式において、E、P、 γ 、E0、S及びE1は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

P 当該変更に係る生産施設の面積

γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

E0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

E1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

2 法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する既存工場等が、第3条の表における甲種区域の区域の範囲内に存する場合であって、当該既存工場等において生産施設の面積の変更が行われるときは、同条の表の各欄に定める割合に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、それぞれ次の各号に掲げる式によって行うものとする。

(1) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.15S - G_1 > 0$ のときは、 $G \geq 0.15S - G_1$ とし、

0. $15S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

これらの式において、 G 、 n 、 P_j 、 γ_j 、 G_0 、 S 及び G_1 は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設の面積

γ_j j 業種についての法準則別表第 1 の下欄に掲げる割合

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和 49 年 6 月 29 日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

(2) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.2S - E_1 > 0$ のときは、 $E \geq 0.2S - E_1$ とし、

0. $2S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

これらの式において、 E 、 n 、 P_j 、 γ_j 、 E_0 、 S 及び E_1 は、それぞれ次の数値を表わすものとする。

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設の面積

γ_j j 業種についての法準則別表第 1 の下欄に掲げる割合

E0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和 49 年 6 月 29 日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

E1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

- 3 前 2 項の規定は、既存工場等が第 3 条の表における乙種区域の範囲内に存する場合について準用する。この場合において、第 1 項及び第 2 項中「0. 15」とあるのは「0. 1」と、「0. 2」とあるのは「0. 15」と読み替えるものとする。

附則第 2 条を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 29 年 9 月 29 日から適用する。

議案第 58 号

射水市営住宅条例の一部改正について

射水市営住宅条例の一部を次のように改正する。

平成 29 年 12 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市営住宅条例の一部を改正する条例

射水市営住宅条例（平成 17 年射水市条例第 184 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項中「省令第 10 条」を「省令第 11 条」に改める。

第 14 条第 1 項中「省令第 11 条」を「省令第 12 条」に改める。

第 17 条第 2 項中「省令第 8 条」を「省令第 7 条」に改める。

第 41 条中「令第 11 条」を「令第 12 条」に改める。

第 42 条第 1 項中「令第 11 条」を「令第 12 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 59 号

射水市社会教育委員設置条例の一部改正について

射水市社会教育委員設置条例の一部を次のように改正する。

平成 29 年 12 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例

射水市社会教育委員設置条例（平成 17 年射水市条例第 92 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（委嘱の基準）

第 2 条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 公募による市民

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 60 号

射水市図書館条例の一部改正について

射水市図書館条例の一部を次のように改正する。

平成 29 年 12 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市図書館条例の一部を改正する条例

射水市図書館条例（平成 17 年射水市条例第 94 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項を次のように改める。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 公募による市民

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 1 号

字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、本市内の字の区域を別紙のとおり変更し、及び廃止する。

なお、その効力は、同条第 2 項の規定による射水市長の告示により生ずるものとする。

平成 2 9 年 1 2 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

(別 紙)

変 更 調 書

1 字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「黒河新」に編入する区域		
	大字名	字名	地 番
射水市	黒河	竹山	3 4 0 3 の 2 1、3 4 0 3 の 2 2、3 4 1 0 の 2、3 4 3 2、3 4 3 5、3 4 3 8

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

2 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地 番
射水市	黒河新	西山	4 7 8 2 の 1、4 7 8 3 の 1、4 7 8 4、4 7 8 6、4 7 8 7、4 7 9 1、4 7 9 2 の 3、4 7 9 8 の 1、4 7 9 9 の 1 の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

議案第 6 2 号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、本市内の字の区域を別紙のとおり変更する。

なお、その効力は、同条第 2 項の規定による射水市長の告示により生ずるものとする。

平成 2 9 年 1 2 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

(別 紙)

変 更 調 書

字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「黒河」字「尺目」に編入する区域		
	大字名	字名	地 番
射水市	黒河新	金屎	1 5 3 9 の 1、1 5 3 9 の 2

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

議案第 6 3 号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、本市内の字の区域を別紙のとおり変更する。

なお、その効力は、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）の規定による県営農地整備事業広上地区の換地処分の公告があった日の翌日から生ずるものとする。

平成 2 9 年 1 2 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

(別 紙)

変 更 調 書

字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「串田」に編入する区域		
	大字名	字名	地 番
射水市	広上		2 1 2 の一部、2 1 3 の一部、2 1 4 の一部、 2 1 5 の一部、3 0 0 の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「上条」に編入する区域		
	大字名	字名	地 番
射水市	広上		9 4 1 の 1 の一部、9 4 2 の 1

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「広上」に編入する区域		
	大字名	字名	地 番
射水市	小泉		3 4 9、4 4 9、6 0 4
	上条		2 5 8 の 1 の一部、2 5 9 の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

議案第 6 4 号

指定管理者の指定について

射水市川の駅新湊の指定管理者について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

平成 2 9 年 1 2 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市川の駅新湊

2 指定管理者となる団体の名称

株式会社 新湊観光船

3 指定の期間

平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

議案第 65 号

指定管理者の指定について

射水市大門コミュニティセンター及び射水市大門農村環境改善センターの指定管理者について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市大門コミュニティセンター及び射水市大門農村環境改善センター

2 指定管理者となる団体の名称

特定非営利活動法人 ワークスコープ

3 指定の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

報告第 17 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

平成 29 年 12 月 7 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

記

和解及び損害賠償額の決定

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
12	平成 29 年 9 月 27 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100 パーセント 損害賠償額 市 34,365 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 市道の集水枳蓋破損による車両破損事故 発生日 平成 29 年 7 月 25 日 場 所 射水市土合地内
13	平成 29 年 10 月 31 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 60 パーセント 損害賠償額 市 79,782 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 市道陥没による車両破損事故 発生日 平成 29 年 9 月 20 日 場 所 射水市本町三丁目地内

